

かさまつまちづくりガイド

—町が取り組む施策や事業について
わかりやすくご紹介します—

① 住民協働促進のための補助金制度について

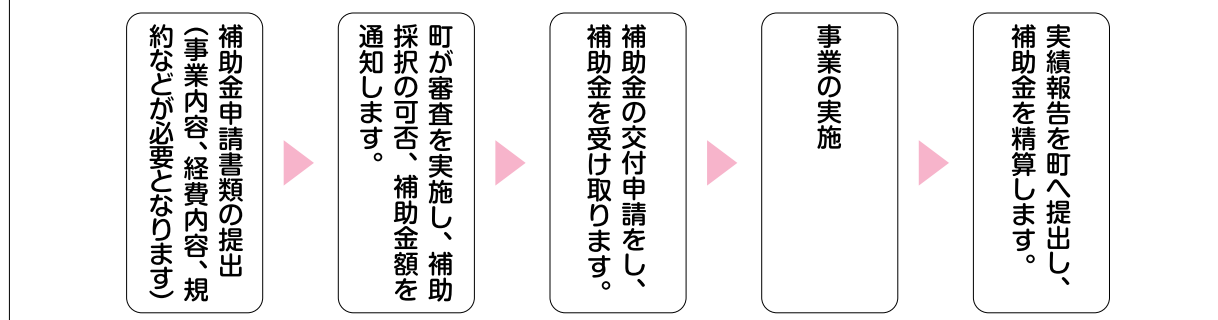
町では、サークル団体、ボランティア団体などの各種団体が、公益性のあるまちづくり活動を実施する場合に、その経費の一部を補助する「協働型町民活動促進事業補助金」という制度があります。

この制度を有効に利用していただくことにより、団体活動を活性化し、住民協働による事業を多数創出し、自助・共助の理念に基づく地域づくりと人づくりが豊かに展開されていくことを目指しています。また、町が支出する補助金の透明性、公平性を高めることも目的としています。

申請は随時受け付けていますので、公益性のある活動を実施している、または、この制度を活用し活動を始めたいと考えている団体などはこの制度を是非活用してください。

対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ 笠松町内で実施する事業・ 公益性が認められる事業・ 団体が主体的に実施する事業・ 営利、政治および宗教を目的としない事業
補助金申請できる団体	<ul style="list-style-type: none">・ 5人以上で構成する団体・ メンバーの半数以上が町民であること・ 活動拠点が町内にあること・ 規約などがあり、会計処理ができること・ 営利、政治および宗教を目的としないこと
補助対象経費例	事業実施に必要な消耗品など、講師謝礼、会場使用料、機器借上料など
補助対象外経費例	飲食費（会議や作業実施時などの湯茶は除く）、メンバーを対象とする記念品などの経費、祝儀などの儀礼的な経費、慶弔費、支払ったことを明確にできない経費 など
補助率	50%または100% (町の審査により決定されます)

● 補助金の申し込みから精算までの流れ



● 平成18年度に実施された主な活動例

通学路等の安全対策活動、各種団体が企画し町民を対象とする教室、講演などの開催、防災パンフレットの作成、町民を対象とする体育大会などの開催